

2025 年 11 月 14 日

株式会社サイバーエージェント  
代表取締役 代表執行役員 社長 藤田 晋  
(東証プライム市場: 4751)  
問合せ先: IR・SR 室 室長 宮川 園子  
連絡先: 03-5459-0227

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し本制度に関する議案（以下「本議案」といいます。）を 2025 年 12 月 12 日開催予定の当社第 28 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2017 年 12 月 15 日開催の第 20 回定時株主総会において、年額 8 億円以内（うち社外取締役分は年額 3,000 万円以内）とご承認いただいておりますが、今般、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、非金銭報酬に関する方針※と合わせて本日取締役会にて決議し、当該方針に従い、上記の報酬枠とは別枠で、対象の新任取締役 1 名（以下「対象取締役」という。）に対し、新たに譲渡制限付株式を非金銭報酬として支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度の概要

本議案に基づき対象取締役に対して支給される譲渡制限付株式は 2026 年 9 月期に一括して発行又は処分されるものとし、当社の代表取締役の地位としての役割と責任に鑑み、中長期の企業価値向上のインセンティブとして一括して発行又は処分される当社の普通株式の総数は 30 万株以内、3 億円以内を上限といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。また、譲渡制限付株式の付与に際しては、下記のとおり金銭の払込み等を要しませんが、対象取締役の報酬額は、1 株につき各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）として算出いたします。

当社は、2021 年 12 月 10 日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、また、2025 年 11 月 14 日開催の取締役会において、非金銭報酬に関する取締役の個人別の報酬等の決定方針を新たに決議しております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、その内容を変更することを予定しております。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっております。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、当社は、対象取締役が本株主総会にて原案どおり承認可決された場合には、本株主総会後の取締役会において山内 隆裕を新たに代表取締役として選定する予定であり、対象取締役は同氏のみとなります。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、対象取締役は金銭の払込み等を要しないものとし、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により当社普通株式（以下「本割当株式」という。）の割当を受けた日より当社代表取締役またはこれに準ずる地位を喪失するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、2035年に開催される定時株主総会の日までの期間（以下、「対象期間」という。）継続して当社代表取締役またはこれに準ずる地位にあったことを条件として、その全ての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、対象期間が満了する前に当社代表取締役またはこれに準ずる地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が対象期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記2.の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。

#### (5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

#### (※参考：非金銭報酬に関する方針)

代表取締役社長に対しては、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、代表取締役社長の就任年度に一括で、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、譲渡制限株式（RS）を付与いたします。付与する株数は、代表取締役社長の職責、在任年数その他業績も総合考慮して、取締役会にて審議し、その後指名・報酬諮問委員会に諮問した上で、取締役会で決定いたします。なお、ストックオプションを付与する場合についての内容・算定方法等については、法令に従い、取締役会にて方針を決定いたします。

以上